(2)　医療区分１の患者に相当するもの　1,477点
ロ　13対１入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合
(1)　医療区分２の患者に相当するもの　1,449点
(2)　医療区分１の患者に相当するもの　1,311点
ハ　15対１入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合
(1)　医療区分２の患者に相当するもの　1,335点
(2)　医療区分１の患者に相当するもの　1,197点

7　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
イ　臨床研修病院入院診療加算
ロ　在宅患者緊急入院診療加算
ハ　診療録管理体制加算
ニ　医師事務作業補助体制加算
ホ　電子的診療情報連携体制整備加算
ヘ　乳幼児加算・幼児加算
ト　特定感染症入院医療管理加算
チ　難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）
リ　特殊疾患入院施設管理加算
ヌ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
ル　看護配置加算
ヲ　看護補助加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
ワ　地域加算
カ　離島加算
ヨ　療養環境加算
タ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算
レ　特定感染症患者療養環境特別加算
ソ　特定薬剤治療環境特別加算
ツ　重症者等療養環境特別加算
ネ　強度行動障害入院医療管理加算
ナ　栄養サポートチーム加算
ラ　口腔（こう）管理連携加算
ム　医療安全対策加算
ウ　感染対策向上加算
キ　患者サポート体制充実加算
ノ　報告書管理体制加算
オ　身体的拘束最小化推進体制加算
ク　褥瘡（じょくそう）ハイリスク患者ケア加算
ヤ　地域支援・医薬品供給対応体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
マ　バイオ後続品使用体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
ケ　データ提出加算
フ　入退院支援加算（１のハ又は２のロに限る。）
コ　医療的ケア児（者）入院前支援加算
エ　認知症ケア加算
テ　排尿自立支援加算
ア　協力対象施設入所者入院加算

8　注６、注13又は注14に規定する点数を算定する患者に対して行った第３部検査、第５部投薬、第６部注射及び第13部病理診断並びに第４部画像診断及び第９部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の他の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して３日前までの当該費用については、この限りでない。

9　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を現に算定している患者に限る。）については、看護補助加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。この場合において、注10に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算は別に算定できない。
イ　14日以内の期間　146点
ロ　15日以上30日以内の期間　121点
ハ　イ及びロ以外　50点

10　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を現に算定している患者に限る。）については、当該基準に係る区分に従い、かつ、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助・患者ケア体制充実加算３の例により所定点数に加算する。
イ　14日以内の期間
(1)　看護補助・患者ケア体制充実加算１　176点
(2)　看護補助・患者ケア体制充実加算２　161点
(3)　看護補助・患者ケア体制充実加算３　151点
ロ　15日以上30日以内の期間
(1)　看護補助・患者ケア体制充実加算１　151点
(2)　看護補助・患者ケア体制充実加算２　136点
(3)　看護補助・患者ケア体制充実加算３　126点
ハ　イ及びロ以外
(1)　看護補助・患者ケア体制充実加算１　60点
(2)　看護補助・患者ケア体制充実加算２　55点
(3)　看護補助・患者ケア体制充実加算３　51点

11　夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、夜間看護体制加算として、入院初日に限り161点を所定点数に加算する。

12　別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（注２の規定により算定される入院基本料及び注５に規定する特定入院基本料を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の５に相当する点数を減算する。
イ　年６日以内であること。
ロ　当該日が属する月が連続する２月以内であること。

13　当該病棟に入院する脳卒中、脳卒中の後遺症又は廃用症候群の患者（脳卒中又は廃用症候群の発症前から重度の肢体不自由児（者）であった患者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第５の３(1)のロに規定する医療区分２の患者又は第６の３(2)のロの④に規定する医療区分１の患者に相当するものについては、注１及び注３の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。
イ　７対１入院基本料又は10対１入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合
(1)　医療区分２の患者に相当するもの　1,464点
(2)　医療区分１の患者に相当するもの　1,339点
ロ　13対１入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合